

中心市街地活性化プロジェクトの実施状況に関する会計検査
の結果についての報告書（要旨）

平成18年10月

会計検査院

検査の背景及び実施状況

1 検査の対象

国土交通省、経済産業省など

2 検査の内容

中心市街地活性化プロジェクトについての次の各事項である。

- 1 平成10年度以降の省庁別事業費、国費負担額及び実施状況
- 2 プロジェクト実施機関の人的体制・財政基盤
- 3 中小企業の活性化等プロジェクトの有効性

検査の結果

1 平成10年度以降の省庁別事業費、国費負担額及び実施状況

(1) 10年度以降の省庁別事業費及び国費負担額

内閣府（本府ほか2庁）ほか8省の合計額（年度別・省庁別の事業費は9ページ）

事業費	5兆0183億0712万円
国費負担額	2兆0028億2963万円

(2) 基本計画の作成、内容及び実施状況等

ア 基本計画の作成状況等

17年度までに基本計画が作成されたのは、687地区

- ・その中には、基本計画で定められた中心市街地の区域の形状が一体的、一团的であるとはいえない地区が見受けられた。

イ 基本計画の内容及び基本計画に定められた事業の実施状況

事業の実施状況を検討するには基本計画の作成からある程度の期間が必要

12年度までに作成された455地区の基本計画について検査

市区町村が地域住民等の意向を把握しないで基本計画を作成していた。	…	137地区
中心市街地の区域に商業系用途地域が全く含まれていなかった。	…	1地区
市街化調整区域が含まれていた。	…	22地区
非線引き都市計画区域の白地地域（用途地域が定められていない地域）が含まれていた。	…	39地区
年間商品販売額や歩行者通行量等の具体的な数値目標を設定していた。	…	わずか25地区
事業の実施時期が「短期・中期・長期」とされ不明確となっていた。	…	18地区
事業の実施時期が全く記載されていなかった。	…	6地区
土地区画整理事業、商業・サービス業集積関連施設整備事業等の具体的な事業が記載されている地区の基本計画の中には、事業が構想段階にあり、その内容が具体化されていないものが含まれていた。		
10、11両年度に作成された329地区の基本計画のうち294地区では、5年以内に着手できるとした事業が定められており、そのうち282地区では、地権者、関係者の合意形成が図られていないことなどのため、5年を経過しても着手されていない事業が含まれていた。		

（なお、18年5月、中心市街地活性化法及び都市計画法が改正され、同年9月に「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」が定められている。）

2 プロジェクト実施機関の人的体制・財政基盤

市区町村、中心市街地整備推進機構及びタウンマネジメント機関（以下「TMO」という。）の人的体制・財政基盤のほか、国、都道府県等の市区町村に対する支援体制の整備状況等についても検査

16年度までに基本計画が作成された678地区（635市区町村）のプロジェクトを検査

(1) 市区町村

人的体制

- ・プロジェクト担当課室数は計3,369課室。
- ・1地区当たりの課室数は最多30課室、最少1課室。平均5.0課室。
- ・1地区当たりの担当職員数の平均は15.5人。
- ・行政担当部局間の連絡調整会議 設置地区は396(60.8%)、年平均開催回数は2回未満が200地区。設置したものの設置の翌年度以降開催実績のなかった地区125。開催回数は、会議設置後、年数が経過するにつれて減少する傾向。
- ・窓口業務等を一元的に行う組織 設置地区は295(43.5%)
- ・民間組織との連携を図るための民間連携協議会 設置地区は328(48.3%)、年平均開催回数は2回未満が108地区。
連絡調整会議、窓口業務等を一元的に行う組織、民間連携協議会のいずれも設置していない地区が129あった。

財政基盤

- ・^(注1) 財政力指数(16年度) 0.50以上1.00未満が最も多く352市区町(55.4%)。平均は0.60(全国平均0.46)。
- ・^(注2) 経常収支比率(16年度) 90%以上が最も多く304市町村(47.8%)。平均は89.8%(全国平均90.4%)。

(注1) 財政力指数 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

(注2) 経常収支比率 この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているのを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

(2) 中心市街地整備推進機構

635市区町村のうち、指定していたのは2市。

1市では、業務に携わる人員は10人、専任従事者はいなかった。収益事業は実施していなかった。

他の1市では、事業を実施していないため人員は配置していなかった。

(3) TMO

16年度末までに認定された397TMOを対象

397TMOの組織形態は、商工会等TMOが278、特定会社TMOが119

会計検査院では15年次及び16年次に167TMOを対象に検査を実施。その結果、事業を実施する上で十分な人的体制等がTMOに備わっていない状況となっていたなどの検査の状況を平成15年度決算検査報告に「特定検査対象に関する検査状況」として「タウンマネジメント機関(TMO)による中心市街地の商業活性化対策について」を掲記。

人的体制

- ・1TMO当たりの平均配置人員数は2.8人。3割のTMOでは従事者が1人。6割のTMOでは専任従事者を1人も置いていない。



14年度末時点と16年度末時点とでその割合に変化はなく、改善したとは認められなかった。

財政基盤

- ・商工会等TMO TMOの活動に係る支出の50%以上を国等からの補助金で賄っているものが7割。収益事業を実施していたものは1割。
- ・特定会社TMO TMOの活動に係る支出の50%以上を自主財源で賄っているものが7割。収益事業を実施していたものは9割。

(4) 国、都道府県等の支援体制

国

- ・中心市街地活性化関係省庁連絡協議会 基本計画に定められた事業に対する支援を行うため10年8月に発足。10年度から16年度までの間において、局長級の会議1回、課長級の会議27回開催。
- ・中心市街地活性化推進室 市区町村からの各種問い合わせ・相談などにより対応する関係府省庁の統一窓口として10年7月に開設。受付相談件数11年度2,563

件 16年度727件。

都道府県

- ・プロジェクト所掌課室数 47都道府県全体で326課室。最多は42課室、最少は1課室。平均7課室。
- ・連絡調整会議 35道府県が設置。年平均開催回数1回未満が15府県。
- ・窓口業務を一元的に行う組織 23道府県が設置。
- ・市区町村に対する支援助言 43都道府県で実施。

3 中小企業の活性化等プロジェクトの有効性

12年度までに基本計画が作成された455地区のプロジェクトの有効性を分析

(1) 人口、事業所数、年間小売商品販売額等からみたプロジェクトの有効性

人口、事業所数及び年間小売商品販売額の3指標のプロジェクト実施前後の増加率とプロジェクト事業費の関係を比較するなどして分析した。



人口からみたプロジェクトの有効性

人口の下げ止まりに一定の寄与があったと思料された

事業所数からみたプロジェクトの有効性

事業所数に対し影響があったといえるような状況には必ずしもなっていなかった

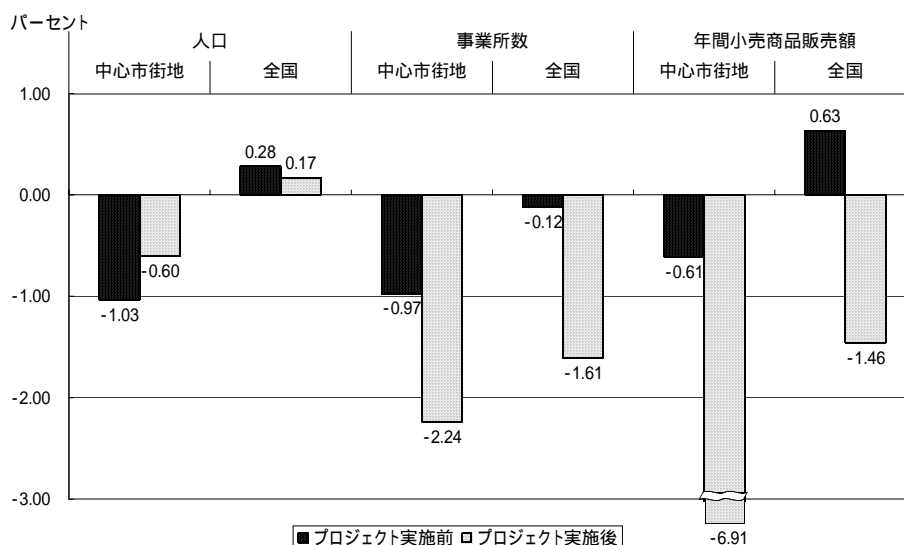
年間小売商品販売額等からみたプロジェクトの有効性

商業の状況が、活性化しているといえるような状況には必ずしもなっていなかった

歩行者通行量からみたプロジェクトの有効性

「にぎわい」が回復しているとは認められなかった

(参考) 中心市街地及び全国の3指標増加率の状況



(2) 事業の種別、都市計画上の用途地域の状況などの地区の特性等とプロジェクトの有効性

プロジェクト実施前後の3指標増加率の変化がすべて全国平均値より良好であったA群(39地区)、すべて良好でなかったB群(43地区)を比較した。

(A群とB群の比較)	A群	B群
人口増加率の変化(ポイント)	1.19	0.87
事業所数増加率の変化(ポイント)	0.04	3.39
商品販売額増加率の変化(ポイント)	1.53	9.95
プロジェクト事業費	460億円	92億円
大規模小売店舗の区域内売場面積	36,020㎡	16,316㎡
公共・公益施設の区域内新規立地件数	0.44件	0.29件
民間連携協議会の設置率	46.1%	41.8%
TMOの認定率	82.0%	53.4%

そして、A群とB群の比較を踏まえ、455地区について分析した。



事業の種別による分析

- ・面整備事業実施群は、不実施群に比べ人口・商品販売額増加率の変化が良好
- ・市街地再開発・商業施設等整備の両方実施群は、不実施群に比べプロジェクト事業費が非常に大きく、3指標増加率の変化が良好
- 都市計画上の用途地域状況等の影響の分析
- ・都市計画区域未指定又は用途地域未設定の地区は、3指標増加率の変化が悪い
- ・商業系用途地域50%以上の地区は、商品販売額増加率の変化が良好
- 大規模小売店舗及び公共・公益施設の立地の影響の分析
- ・区域内の大規模小売店舗の売場面積が区域外よりも大きく、10,000㎡以上の大型店がある方が商品販売額増加率の変化が良好
- ・区域内の公共・公益施設の立地件数が多い方が商品販売額増加率の変化が良好
- プロジェクト実施機関の人的体制・財政基盤の影響の分析
- ・民間連携協議会・TMOの有無等は中心市街地活性化に大きな影響がみられない

検査の結果に対する所見

今後の中心市街地活性化施策においては、人口増加を前提とした従来型の制度設計ではなく、人口が減少し高齢化が加速する時代に通用し、多くの人にとって暮らしやすい、持続可能なまちづくりを実現するための基本的な方針を確立し実施していくことが望まれている。

そして、国は、改正後のまちづくり三法の下、新基本方針を定め、「選択と集中」の原則により、内閣総理大臣から認定を受けた基本計画に基づき多様な都市機能の増進と経済活力の向上に意欲的に取り組む市区町村を重点的に支援していくこととしている。

したがって、改正後のまちづくり三法に基づく中心市街地活性化施策の実施に当たっては、次の点に留意することが望まれる。

ア 市区町村において、中心市街地が将来目指すべき方向を見定め、改正後のまちづくり三法及び新基本方針等を踏まえ、地域の実情に応じた適切かつ具体的な基本計画を作成し、施策を確実に実現するための事業推進体制及び施策の進行管理のための体制の整備

- ・充実を図り、明確な目標を定めて施策を実現していくこと

イ 国等において、効果的な施策の実施に積極的に取り組む市区町村の事業推進体制等の整備状況等を踏まえつつ中心市街地活性化のための地域の取組を適切に評価する仕組み

を整備し、厳しい財政状況の下、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上、「にぎわい」の回復等のための一体的な取組が効果的になされるよう効率的な国費等の投入を行っていくこと

なお、会計検査院としては、まちづくり三法が改正され、国等が新基本方針による新たな仕組みの下で中心市街地活性化施策に取り組むこととなったことから、今後とも、その効果が発現しているか引き続き注視していくこととする。

(別表)

10年度以降の省庁別事業費及び国費負担額

 上段：事業費
 下段：国費負担額
 (単位：千円、%)

省庁名	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計	割合
内閣府	411,130	2,503,806	2,235,949	2,571,862	4,458,944	3,497,678	2,048,058	17,727,429	0.3
	226,020	1,503,182	1,375,567	1,432,552	1,907,551	2,376,374	1,270,162	10,091,410	0.5
内閣本府	-	-	-	-	18,346	230,055	129	248,530	0.0
	-	-	-	-	18,346	213,735	129	232,210	0.0
警察庁	-	244,676	224,349	212,442	175,833	169,518	115,312	1,142,130	0.0
	-	122,338	112,174	106,221	87,916	84,823	57,720	571,194	0.0
防衛施設庁	411,130	2,259,130	2,011,600	2,359,420	4,264,765	3,098,105	1,932,617	16,336,769	0.3
	226,020	1,380,844	1,263,393	1,326,331	1,801,289	2,077,816	1,212,313	9,288,006	0.4
総務省	3,742,892	7,887,583	13,448,460	8,406,291	5,145,638	1,780,971	6,169,579	46,581,416	0.9
	2,630,222	4,734,955	4,897,141	3,372,154	1,855,422	662,684	567,562	18,720,143	0.9
法務省	2,435,984	824,113	-	-	-	-	-	3,260,098	0.0
	2,435,984	824,113	-	-	-	-	-	3,260,098	0.1
文部科学省	995,835	6,201,416	2,589,660	7,491,460	11,480,137	14,709,702	7,822,540	51,290,752	1.0
	604,305	1,833,796	1,288,861	4,651,110	3,055,607	3,594,059	2,283,754	17,311,493	0.8
厚生労働省	2,017,048	1,589,115	6,422,127	25,339,483	36,657,684	5,912,032	1,966,921	79,904,414	1.5
	176,078	731,539	924,705	2,326,574	3,238,946	1,468,850	452,943	9,319,639	0.4
農林水産省	12,098,385	4,114,538	6,921,960	3,135,603	2,413,134	2,151,337	2,146,634	32,981,594	0.6
	1,800,752	1,216,325	1,772,989	1,010,389	848,236	1,048,581	886,930	8,584,205	0.4
経済産業省	13,544,657	11,311,787	19,035,749	30,453,596	31,596,097	22,555,032	24,107,310	152,604,230	3.0
	4,977,877	5,082,481	6,956,614	9,729,670	13,290,049	9,495,780	9,435,034	58,967,507	2.9
国土交通省	309,464,973	540,089,653	792,996,991	815,607,627	750,914,391	775,989,374	647,392,797	4,632,455,808	92.3
	133,185,315	211,617,364	310,439,179	316,797,247	316,179,905	311,043,893	276,931,786	1,876,194,692	93.6
環境省	-	135,766	196,125	442,223	34,717	629,025	63,519	1,501,377	0.0
	-	44,250	55,051	90,022	8,568	157,317	25,234	380,442	0.0
計	344,710,907	574,657,781	843,847,023	893,448,147	842,700,745	827,225,154	691,717,363	5,018,307,123	100.0
	146,036,556	227,588,007	327,710,110	339,409,719	340,384,287	329,847,541	291,853,409	2,002,829,631	100.0